

参考 別記様式第 1 号（別紙）などにおける「土砂等の区分」について

- ・別記様式第 1 号（別紙）などにおける「土砂等の区分」欄は、下記条文を参考に記載すること。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準と なるべき事項を定める省令

（平成 3 年建設省令第 19 号）

（この省令の趣旨）

第 1 条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第十五条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3 年政令第 327 号）別表第 2 の第 1 欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

略

（再生資源の利用の原則）

第 3 条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

（建設発生土の利用）

第 4 条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第 1 の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の安全及び機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。

3 発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者（以下「元請建設工事事業者等」という。）は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

略

（再生資源の発生した工事現場での利用）

第 8 条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第 1（第 4 条関係）

第 1 種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第 2 種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第 3 種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第 4 種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）をいう。)	水面埋立て用材料

以下略